

(8)死亡(失そう宣告)届

二級・木造建築士が次のいずれかに該当することとなった場合、30日以内に下記の方が次の書類を提出してください。

該当事項

- ・死亡したとき …………… その相続人
- ・失踪の宣告を受けた場合 …………… 届出義務者

必要書類等	注意事項
死亡(失そう宣告)届	
二級・木造建築士免許証(免許証明書)の原本	亡失の場合は、不要
戸籍謄(抄)本	<ul style="list-style-type: none"> ・除籍の記録がわかる戸籍謄本(抄本) ・発行の日から3ヶ月以内のもの ・外国籍の方は市区町村長発行の「住民票の写し」(国籍記載)(原本)(注1)
届出者の本人確認ができる公的証明書(注2) 確認のため用意して下さい	<ul style="list-style-type: none"> <1点でよい書類> 運転免許証、パスポート、宅地建物取引主任者証、写真付き住民基本台帳カード等 <2点必要な書類(AとBから1点ずつ又はAから2点)> A・健康保険・国民健康保険・共済組合員証・国民年金、厚生年金、共済年金手帳(証書)等 B・会社等の身分証明書(写真付きのもの)等
印鑑(認印可)	

注1 平成21年7月15日公布、平成24年7月9日施行の「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(以下「改正法」といいます)により、提出書類が変更になりました。市区町村長発行の「住民票の写し」のコピー、又は「在留カード」「特別永住者カード」のコピーではありません。

注2 本人確認に使用する公的な身分証明書は、本人の顔写真がついているものを原則とします。顔写真がある身分証明書は、以下「1点で良いもの」の中から1点提示してください。顔写真のない身分証明書の場合は、以下「2点必要なもの」の中から2点提示してください。いずれの場合も有効な原本をご用意ください。

<1点で良いもの>

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・写真付き住民基本台帳カード
- ・宅地建物取引主任者証
- ・在留カード、特別永住者証明書(外国籍の方)
- ・写真付き身体障害者手帳(写真貼替え防止がなされているもの) 等

<2点必要なもの> AとBから1点ずつ、又はAから2点ご用意ください

A	B
<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被保険者証 ・国民健康保険被保険者証 ・船員保険被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・共済組合員証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・国民年金手帳(証書) ・厚生年金保険年金手帳(証書) ・船員保険年金手帳(証書) ・共済年金証書 ・恩給証書 ・印鑑登録証明書と印鑑 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証(写真付きのもの) ・会社等の身分証明書(写真付きのもの) ・公の機関が発行した資格証明書(写真付きのもの) (公の機関とは国の機関、都道府県庁、区市町村役場や国、地方公共団体の行政監視又は行政監察の対象となっている機関などをいいます) 等

相続人又は届出義務者が持参できない場合には

<ul style="list-style-type: none"> やむを得ない理由を記した「委任状」の提出 「依頼者の公的証明書のコピー」(注2参照)の提出 「代理人の本人確認ができる公的証明書」(注2参照)の原本提示
--

が必要です。

兵建士様式第17号

二級・木造建築士死亡（失そう宣告）届

下記の者は、平成 年 月 日 死亡致し
ましたので
失そう宣告を受け

関係書類を添え、建築士法第8条の2第1号又は二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則第7条第3項に基づき届け出ます。

平成 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

住 所

届出義務者の氏名 印

本人との続柄

記

ふ り が な	
1 氏 名	
2 生 年 月 日	
3 性 別	
4 登 録 番 号	
5 登 録 年 月 日	

(日本工業規格A列4番)